

日程第 5. 議案第 32 号 南風原町行政手続条例

○議長 宮城清政君 日程第 5. 議案第 32 号 南風原町行政手続条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 32 号 南風原町行政手続条例 南風原町行政手続条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、行政手続法第 46 条の規定により、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るために提案するものであります。その内容等においては、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 それでは議案第 32 号 南風原町行政手続条例について、概要を説明させていただきます。この行政手続条例は、実はすでに行政手続規則として平成 10 年 4 月 1 日に施行されております。今般、この処分、それから行政指導及び届出を定める行為について行政手続法の規定の趣旨に則って行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって町民の権利・利益の保護に資することを目的とするということで、これまで規則であったものを市町村の最高規範となる条例で定めることといたしました。具体的にこの行政手続規則のなかでは、個別の罰則規定等々はございません。広くこの南風原町が行う処分というもの、一つの例を挙げますと、施設の使用を行う申請についてこういった条件を付して許可しますというのも一つの処分でございます。許可を得たけどこの条件を違反した場合には、あなたの使用の利益を取り消しますよというのも一つの不利益の処分でございます。日常、役場が行っている業務の手続き等々につきまして、それぞれの不利益処分をするときは、あなたがやったことはこの規則この条例に反しますので取り消しますというのを明確にしてくださいとうたわれております。そして、その無効の申し立ては書面で行うとか、意見の聴聞も行う機会を与えとかすべて透明性を期するということです。根拠は何だからこういったことになりましたというのを明確にしておくというものの条例でございます。この条例につきましては、まちづくり基本条例 22 条のなかでも行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るために適正な行政手続きの確保に努めなければならないという条項もございます。行政手続条例も制定されたこともございまして、平成 10 年に規則で定められていた行政手続きについて今般条例で取り扱うという上程でございます。

もう 1 点は、この資料にも書いてございますが、平成 26 年 6 月に上位法となる行政手続法の一部を改正する法律が公布されております。そのなかで処分等の求め、行政指導の中止の求め、行政指導の方式の改正という 3 つが新たに追加されております。それをこれまでの規則に追加して新たに条例としての制定を上程させていただいております。

この資料の裏面でございますが、この条例の規定の内容です。まず総則で目的、定義等が規定されています。2番目に申請に対する処分、先ほどご説明したように申請によって施設の使用許可を得るなどというものです。その申請に対する処分について、迅速かつ透明な処理を確保する点から審査基準、標準処理期間及び公聴会の開催を規定しております。不利益処分についても、行政運営における公正の確保を図るとともに、処分の相手方の権利利益の保護を図る観点から、その基準及び手続き並びに聴聞の通知の方法等の規定。4番目は、行政指導。これも同じく行政指導の一般原則、行政指導の方法等を規定しています。処分の求めというのは、行政庁又は町の機関において適正な指導を求めることができることの規定です。それから最後、届出。何らかの町民から制度に則った届出があったら、きちっと書類が揃ったものは拒否できませんということを明確にしています。きちっと受理することというものです。最後の規定がこの届出となっています。以上が議案第32号 南風原町行政手続条例の概要説明でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 規則で定められていることを条例で定めることにしたという説明でしたが、概要説明資料には追加の規定も設けられたと説明がありました。それ以外でこの規則であったものを条例に替えるということで、その内容が変更された部分等が他にあるかどうか。あればそこを説明していただきたいことと、それから条例ができることと、これまであった規則はどうなるのかその関係を説明いただきたいと思います。以上お答え願います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。まず追加された部分。具体的には第32条行政指導の方法でございます。8ページ。これの2項の1号から3号までの追加です。それから、34条行政指導の周知の求め。これも追加です。そして第5章処分等の求め、第35条。これがこれまでの規則に追加されております。あとは文言の修正等となっております。

それから、これまであった規則、平成10年の施行であります。それについてはこの制定に伴って廃止となります。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題と

平成 27 年第 2 回定例会 6 月 9 日

なっております議案第32号 南風原町行政手続条例については、総務民生常任委員会に付託します。